

別表（第3条関係）

- 第1 政令第35条各号に掲げる営業に共通する施設の基準 省令別表第19で定める基準（同条第4号に掲げる営業のうち、自動車において当該営業をするものにあつては、同表第3号ニ、リ、ヲ及びタで定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、同表第3号チで定める基準（同条第1号及び第4号に掲げる営業のうち、自動車においてこれらの営業をするものに係る部分に限る。）中「水栓は」とあるのは「水栓は必要に応じて」と、同表第5号ホ(2)及びヘ(2)で定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ホ(4)で定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。
- 第2 政令第35条各号に掲げる営業ごとの施設の基準 次の1から30までに掲げる営業の区分に応じ、それぞれ1から30までに定めるとおりとする。
- 1 政令第35条第1号に規定する飲食店営業 次に掲げるとおりとする。
- (1) (2)に定めるもののほか、省令別表第20第1号で定める基準をもって、その基準とする。
- (2) 露店形態によるものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。
- ア 施設は、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な設備及び機械器具の配置並びに食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有し、じんあい、排水又は廃棄物による汚染を防止することができる構造であること。
- イ 施設は、清潔で衛生的な場所に位置し、清掃、洗浄又は消毒（ウにおいて「清掃等」という。）を容易にすることができる構造であり、当該施設に床面を有する場合にあつては、必要に応じて不浸透性材料で作られ、排水が良好であること。
- ウ 作業又は清掃等を十分にすることができるよう、必要な明るさを確保することができる構造設備であること。
- エ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を供給することができる給水設備又は貯水設備があり、当該貯水設備には、給水栓を必要に応じて備えること。
- オ エの貯水設備により供給することができる水の容量は、1日の営業において、簡易な営業にあつては約40リットルとし、比較的大量の水を要しない営業にあつては約80リットルとし、比較的大量の水を要する営業にあつては約200リットルとすること。
- カ 調理器具、食器等（クにおいて「調理器具等」という。）の洗浄設備を必要に応じて有すること。
- キ 使用に便利な位置に従業者の手指を洗浄し、及び消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。
- ク 食品、添加物又は調理器具等を衛生的に保管する設備を有すること。
- ケ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有し、及び温度計を備えた冷蔵設備又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
- コ 廃水を保管することができる不浸透性材料で作られた貯水設備又は排水容器を必要に応じて有すること。
- サ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性及び十分な容量

- を備え、清掃がしやすく、汚液又は汚臭が漏れない構造であること。
- 2 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 省令別表第20第2号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 3 政令第35条第3号に規定する食肉販売業 省令別表第20第3号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「処理室」とあるのは「原材料の処理をする室又は場所（作業区分に応じて区画されているものに限る。）」と、同号ロで定める基準中「分割する」とあるのは「分割し、又は細切する」とする。
 - 4 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業 次に掲げるとおりとする。
 - (1) (2)に規定する場合を除き、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第4号で定める基準をもって、その基準とする。
 - (2) 自動車において鮮魚介類を販売する場合にあつては、(3)に定めるもののほか、省令別表第20第1号(1)及び(2)で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号(1)で定める基準中「簡易な営業」とあるのは「鮮魚介類を包装せずに販売する場合」と、同号(2)で定める基準中「比較的大量の水を要しない営業」とあるのは「鮮魚介類を処理する場合」とする。
 - (3) 附帯的な調理を行う場所は、他の場所と区画され、専用の器具を備えていること。
 - 5 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業 省令別表第20第5号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 6 政令第35条第6号に規定する集乳業 省令別表第20第6号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 7 政令第35条第7号に規定する乳処理業 省令別表第20第7号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 8 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業 省令別表第20第8号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 9 政令第35条第9号に規定する食肉処理業 次に掲げるとおりとする。
 - (1) (2)に規定する場合を除き、省令別表第20第9号イからホまで及びトで定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ニで定める基準中「分割する」とあるのは「分割し、又は細切する」と、同号ホ(2)で定める基準中「懸ちょう設備」とあるのは「懸ちょう設備（小動物を剥皮に伴う食肉への汚染防止措置により処理する場合を除く。）」とする。
 - (2) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、省令別表第20第9号イからへまでで定める基準をもって、その基準とする。
 - 10 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業 省令別表第20第10号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 11 政令第35条第11号に規定する菓子製造業 省令別表第20第11号で定める基準をもって、その基準とする。
 - 12 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業 省令別表第20第12号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「検査を」とあるのは、「生乳を使用しない施設及び検査を」とする。

- 13 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業 省令別表第20第13号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「検査を」とあるのは、「生乳を使用しない施設及び検査を」とする。
- 14 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業 省令別表第20第14号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「をする室」とあるのは、「及び保管をする室」とする。
- 15 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業 省令別表第20第15号で定める基準をもって、その基準とする。
- 16 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業 省令別表第20第16号で定める基準をもって、その基準とする。
- 17 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業 省令別表第20第17号で定める基準をもって、その基準とする。
- 18 政令第35条第18号に規定する液卵製造業 省令別表第20第18号で定める基準をもって、その基準とする。
- 19 政令第35条第19号に規定する食用油脂製造業 省令別表第20第19号で定める基準をもって、その基準とする。
- 20 政令第35条第20号に規定するみそ又はしょうゆ製造業 省令別表第20第20号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号イで定める基準中「製麴をし」とあるのは、「製造工程に応じて製麴(ぎく)をし」とする。
- 21 政令第35条第21号に規定する酒類製造業 省令別表第20第21号で定める基準をもって、その基準とする。
- 22 政令第35条第22号に規定する豆腐製造業 省令別表第20第22号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備」とあるのは、「殺菌に必要な設備を有し、必要に応じて冷却又は包装するための設備」とする。
- 23 政令第35条第23号に規定する納豆製造業 省令別表第20第23号で定める基準をもって、その基準とする。
- 24 政令第35条第24号に規定する麺類製造業 省令別表第20第24号で定める基準をもって、その基準とする。
- 25 政令第35条第25号に規定するそうざい製造業及び同条第26号に規定する複合型そうざい製造業 省令別表第20第25号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ハで定める基準中「冷蔵」とあるのは、「必要に応じて冷蔵設備」とする。
- 26 政令第35条第27号に規定する冷凍食品製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業 省令別表第20第26号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「冷蔵」とあるのは「必要に応じて冷蔵設備」と、同号ニで定める基準中「備える冷凍室及び保管室」とあるのは「有する冷凍設備を備えた当該製品の保管をする室又は場所」とする。
- 27 政令第35条第29号に規定する漬物製造業 省令別表第20第27号で定める基準をもって、その基準とする。
- 28 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業 省令別表第20第28号で定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同号ロで定める基準中「冷蔵」

とあるのは、「必要に応じて冷蔵設備」とする。

29 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業 省令別表第20第29号で定める基準をもって、その基準とする。

30 政令第35条第32号に規定する添加物製造業 省令別表第20第30号で定める基準をもって、その基準とする。

第3 法第13条第1項の規定に基づき定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準 省令別表第21で定める基準をもって、その基準とする。